

2005 年度 3 月 31 日 締め Victim Support 年次報告及び決算報告書（仮訳）

Victim Support

2005 年度版年次報告及び決算報告書

Victim Support

犯罪に立ち向かうあなたとともに

この序文は決算報告書の一部ではありません。

Victim Support

年次報告及び決算報告書

2005 年 3 月 31 日締め

サラ・フィリップス OBE DL(大英勲章第四位、州副知事) Victim Support
代表理事から皆さまへ向けて

新代表理事として、課題は多いがやり甲斐のあるこの組織にこの度参加することになりました。

前代表理事でありましたデイル・ヘレン・リーブス DBE(中等勲爵士)は、26 年間にわたり犯罪被害者や刑事裁判における証人、そして Victim Support の為に尽力された後、2005 年末に退任されました。ヘレン氏は団体創設期からのスタッフでありました。現在氏の名前は国内外を問わず Victim Support の代名詞となっております。Victim Support の全スタッフそして Victim Support にかかわる者全てが、氏に感謝して止みません。氏の後任であるジリアン・ガイは、この先どんな困難が彼女を待ち構えていようとも、揺ぎ無い土台と他に類を見ない高い評価そして信頼に足る大きな実績を持つ Victim Support という強い味方が自分にはついているということがわかるでしょう。揺ぎ無い土台、他に類を見ない高い評価そして信頼に足る大きな実績—これらすべてがヘレン氏のリーダーシップと、氏と共に長年歩んできた者達の努力によって可能となったのです。ヘレン氏の退任後の人生が未永く幸福なものでありますよう Victim Support スタッフ一同心より願っております。

私の前任者でありますテリー・マンフィールド CBE(上級勲爵士)は Victim Support に多大な貢献をされました。新代表理事として氏の功績に心より御礼申し上げます。氏には顧問という立場を通じて引き続き Victim Support に関わり続けて頂けることになったことは、私にとって喜ばしいことでもあります。

未来を見つめること、新代表としての私の役割はまさにそこにあります。私達をとりまく社会環境は劇的に変わりつつあります。出資の機会は絶えず変化しており、私達は財政の安全と独立を図ることに、より懸命に努めなければなりません。犯罪の傾向は多様化しており、とりわけ暴力犯罪の伸び率は懸念されるところです。我共 Victim Support はこれからも、

この序文は決算報告書の一部ではありません。

社会の変化に対して敏感であるばかりではなく被害者一人ひとりが私達に何を求められているのかということに対しても敏感でなければなりません。

私達はこれからも、Victim Support 創設時の理念と変わることなく、被害者並びに証人の皆様のために献身して行く所存です。私達が 30 年以上にわたり築き上げてきた信頼の置けるこの団体と共にそのようにしていくことが、私達に将来起こるであろうあらゆる困難に立ち向かう十分な準備を確実にしていく活力と権威と専門的知識を与えてくれるのです。

サラ・フィリップス OBE DL

序文：今年度の我々の活動に関する主な事柄

被害者と証人の一助となること

Victim Support は犯罪の被害者となられた全ての方々、また証人として刑事裁判に招集されたすべての方々のお力添えとなることを目指しています。私達は本年度、我々がコミュニティー・ベースド・ヴィクティム・サポート・サービス(community-based Victim Support services、地域社会に基づく被害者支援サービス)と呼ぶ活動によって 130 万人 (1,282,223 人)の方々を支援し、またウィットネスサービス(Witness Services、証人支援サービス)によっておよそ 40 万人(387,794 人)の証人、被害者並びにその家族、知人の方々をサポートしました。現在のところ、我々はすべての犯罪被害者および証人について身元を把握し、連絡を取るには至っておりません。支援活動の範囲の拡大は我々にとって最重要課題のひとつではありますが、支援を必要とする人達すべてが満足のいくサービスを提供していくのであれば、それなりのスタッフの増員が必要になります。

我共の支援する被害者の多くは、警察あるいはその他の仲介によって当方に委任された方々ですが、およそ 2%の方々は第三者を介することなく、自ら相談に来られた(自己紹介型)の方々です。実際この 2%という数字は、前年度と比較しましてもわずかに増加傾向にあり(22,494 人から 23,636 人に増加)、これは歓迎すべき傾向です。自ら相談に来ることのない被害者の方々、あるいは被害を警察に届けられない(その結果 Victim Support に連絡がくることのない)多くの方々をサポートできますよう、私達は引き続きこうした方々に留意していきます。

被害者のために私達がどのようなことができるのか、ということをお伝えするべく、私達

この序文は決算報告書の一部ではありません。

は Victim Support へ紹介されたことのある全ての被害者と連絡を取ろうと試んでいます。被害者の多くは、初めのうちは例えば補償請求といった具体的な支援策について知りたがりません。しかし多くの方々が、自分の身に起こったこと、そして事件について自分がどのように感じているかをあらいざらい話せるということがいかに自分の精神に良い作用を及ぼすか、ということを確認していきます。被害者の方々がご自身の反応を理解し、心の落ち着きを取り戻すための訓練を受けたボランティアと話をする機会を持つのと持たないのとでは、自らの体験から立ち直る能力に大きな違いをもたらします。また他にも多くの方々が、ご自身が巻き込まれた犯罪のこれまでの捜査状況について、あるいは事件が裁判になる際の証言についての情報を求めてこられます。

過去においては、私達は書簡によって被害者の皆様とやり取りするのが常でした—しかし近年、電話によるやり取りが次第に多くなっています。今年度の電話でのやり取りの総数におきましては、16%の増加がございました。Victim Support は、被害者の皆様が自分にとって必要なものとははたして何であるのかをご自身で考え、私達に相談する勇気をもつように支援していかなくてはなりません。多くの方々は、救いの手を差し伸べられるということ自体にとっても大きな価値がある、ということを手早く理解します。なぜなら自分の身に起こったことについて心配してくれるひとがいる、ということがそれを示しているからです。しかしながら、中には渋々相談に来られたり、一人で事件に対処しようとしたり、あるいはご自身がどれだけ事件に深刻な影響を受けたか認識していない方々もおられます。

悲しむべきは、私達に紹介される全ての方々のお話を伺うための十分な人手が、Victim Support には足りていないということです。例えば、もし窃盗事件の全ての被害者が私達に助けを求めようとするなら、私達は彼らの人数に圧倒されてしまうでしょう。しかし全ての被害者の皆様のサポートが出来るようになりたいというのが Victim Support の理想です。またそうするために、あらゆる種類の事件の被害者全てを支援できるような人材をそろえたいと考えています。そして性的暴行や殺人事件といった、より精神的外傷が残る可能性のある犯罪の被害者にもお話を伺う努力をしなければなりません。

本年度、強姦事件についての相談件数については前年比 10%の増加(前年度 6,658 件、今年度 7,349 件)がありました。この件に関して、被害者に直接お会いしてお話を伺った回数も前年度と比べて 7%増加しました。また殺人事件の被害者にお話を伺った回数も増えました。一人につき平均して 8 回、直接お会いしたり電話でお話したりします。暴力事件に関する相談件数全体では前年度比 19%の増加がありました。

本年度、Victim Support は強盗や盗難のような窃盗犯罪について 731,878 人の被害者を支援しました。これは前年に比べおおよそ 69,000 少ない人数です。しかし本年度は強盗事件が殆ど

この序文は決算報告書の一部ではありません。

発生していないため、この減少は私達の期待するところであります。

警察からの紹介

全英犯罪年次調査(The British Crime Survey)はわが国における犯罪の統計データとして最も信頼できるものとして広く認識されております。この統計によって、警察によって毎年記録された犯罪件数と犯罪の傾向を知ることができます。今年 1 年の総犯罪件数は、統計によりますと推定 1080 万件にのぼります。しかしながら本年度警察がイギリス国内で記録した犯罪の総件数は約 560 万件にすぎません。つまり、総犯罪件数のうち半数近くが記録されていないこととなります。

何らかの事情により事件を報告しないままにいる人々を特定するのは困難なことです。その方々は私達の支援を受ける機会を逃してしまうことでしょう。そして自分達が巻き込まれた事件に関して、犯人たちに正義の裁きが下ることはほとんどあるいは全くといっていいほどなくなってしまうことでしょう。

私達と ACPO(the Association of Chief Police Officers) との間には、長年に渡る取り決めがあります。それは、事件を通報した被害者について警察は私達に伝えるか、あるいはその事件が殺人や家庭内暴力またはレイプであった場合、私達に連絡してもよいかどうか訪ねるよう徹底するというものです。Victim Support に相談に来られる方のうち、91%が警察から紹介された方々ですので、それを考えるとこの取り決めはとても大きな影響力をもっていることがわかります。しかし警察からの依頼の度合いは地域ごとに異なっており、これを是正することは私達、そして地域ごとの Victim Support 支部が真剣に取り組むべき問題です。

来春、政府は被害者と証人に関する新たな実践規範(Code of practice)を導入することを計画しています。

草稿の段階では、この実践規範は、被害者自身が明確に拒否しない限り、全ての被害者を Victim Support に紹介することを警察に対して義務付けています。これにより Victim Support に相談したくてもできなかった被害者の方々は、地元の国会議員を通じて、議会のオンブズマンに苦痛を訴えることが出来るようになります。Victim Support は強くこの実践規範を支持します。しかしこの実践規範により、相談件数が現在対応している数のおよそ 3 倍になるであろうと推測されています。このさらなるニーズに対応するため、さらに職員とボランティアの数を増やさなければならないのは明らかです。

この序文は決算報告書の一部ではありません。

殺人事件の被害者のご家族の方々

いくつかの事件に関しては(たとえば、婦女暴行、殺人や過失致死といった)、警察が Victim Support に被害者を紹介する以前に、それに対する被害者の明確な同意がなければなりません。これはその際、警察官が被害者に我々の活動内容について説明する必要があるということです。しかしながら厄介なことに、今年度私達が支援した遺族およそ 1200 人のうち、3 分の 1 近くは警察を介さず自ら Victim Support に相談に訪れたのです。これは現行の警察が被害者を Victim Support に紹介するというシステムがそれほど効果的でないことを示しているのかもしれませんが。これらの人々の多くはもっと早い段階で Victim Support を紹介してもらったべきだったのです。

Family Liaison Officers (FLOs、連絡係警察官)が警察の捜査チームに最近になって加わったことが(それは Victim Support にとっては歓迎すべきことなのですが)、Victim Support がこれまで長い間通常行ってきたサポートと混同されているのが、原因のひとつであるかもしれません。

ACPO との取り決めでは、捜査の初期段階において、FLOs は被害者に Victim Support について説明し相談するよう勧めるべきだとしています。しかしながし、本年度行われた Victim Support の調査から、そのようにはかならずしもいっていないことがわかっています。FLOs はしばしば、自分達が捜査から手をひきたがっている事件の遺族についてだけこちらに紹介してきたり、またそうなるころには多くの遺族の皆さんが、さらに別の人にサポートを「ゼロから」お願いすることを望まなくなっています。多くの FLOs が、Victim Support がどのような支援が出来るのかわかっていませんし、したがってご遺族の方々にそれを説明することは出来ません。

家庭内暴力

2004 年 11 月に家庭内暴力、犯罪およびその被害者に関する法令(The Domestic Violence、 Crime and Victim Acts)は国王の裁下を受けました。偶然にもその日は Victim Support の 30 周年の記念式典と同じ日でした。この法律を制定したことで家庭内暴力の被害者のための対策が改善され、こうした犯罪に壊滅的な影響を与えました。

これにともない、家庭内暴力に関して Victim Support の助けを求めている人々の数が 20%増加しています。現在このような事例は(強盗事件を除く)暴力犯罪に関する相談全体の 4 分の 1 の割合を占めます。Victim Support は、より多くの被害者をサポートする機会が増えることを望んでいます。

この序文は決算報告書の一部ではありません。

レイプ及び性的暴行

過去においては、性に関する犯罪に関してはしばしば過少申告されていました。しかし現在では以前より多くの方がこの種の犯罪を警察に通報しています。そしてこのことは、Victim Support に報告された事件の数がこれまでで最も高い数値(7,349 件のレイプと 14,558 件の性的犯罪)を示していることに反映されています。

Victim Support の総ての地方支部には、このとてもデリケートな問題を扱うために特別に訓練されたボランティアが待機しております。

しかしながら性的犯罪に関して、警察から私達のところに依頼があるのは、事件総数のうちの約 4 分の 3(78%)だけなのです。警察からの依頼だけで私達のトータルの仕事量の 91%を占めるので、性的犯罪に関して警察から依頼される見込みはほとんどありません。おおくは警察以外の他の支援団体からの紹介であります。しかしそのような最も痛ましい事件の被害者こそ、私達が支援しなければならない方々でありますし、彼女ら自らが Victim Support に相談できるようにしなければなりません。

家庭内暴力と性的犯罪に関する警察からの紹介が少ないのは、被害者が警察に通報しないことを選択した結果であるかもしれません。警察に行ったことのある被害者達は、最寄りの FLO と連絡を取る一方で、他の支援サービスを必要としていないのかもしれません。

Victim Support に相談することで、被害者は例えば刑事損害賠償請求の申請を手伝ってもらおうといった、警察では受けることの出来ない支援サービスを受けることができます。本年度、私達は刑事損害賠償局におよそ 18,000 件の申請をしました。前年度に比べて 4,000 人増です。この分野の支援はとても重要なのですが、組織の外部の人たちには見落とされがちなことです。

Victim Support は性犯罪や家庭内暴力犯罪の被害者のみなさんが裁判所に提出しなければならない証拠を準備するのをお手伝いいたします。Victim Support や私達の Witness Services のような、2005 年 2 月規定の英控訴院(Court of Appeal)によって認可された位置にある独立した団体だけが、そのような仕事ができるのです。

この序文は決算報告書の一部ではありません。

通報されない犯罪

犯罪の被害者となってしまった皆様、御家族や御友人が犯罪に巻き込まれてしまった方々全てが Victim Support の支援の対象です。事件の起こった日時、警察への通報の有無は関係ございません。Victim Support は助けを必要としている方々がもっと気軽に相談できるようにと、1998 年より相談窓口(Victim Supportline)を設けています。

電話による受付時間は、平日午前 9 時から午後 9 時、土日午前 9 時から午後 7 時、祝日(銀行休日)は午前 9 時から午後 5 時までです。ご相談にかかる時間は 1 分以内のときもあれば、1 時間半におよぶ場合もございますが、平均すると 9 分超です。

本年度は 15,521 件の相談がございました。前年と比べまして 11%の減少です。また、150 通以上の手紙と約 400 件の E メールによる相談もございました。しかしながら、およそ 33,000 件のご相談につきましては未回答のままであり、これは憂慮すべき事態です。これは訓練を受けたボランティア相談員が不足していることに起因しており、これからもさらに多くの方々が私達の助けを必要とするのならば、正規スタッフとボランティアの数を増やすことが不可欠です。

証人

Victim Support はイングランド及びウェールズの全ての刑事裁判における証人の方々を対象に、ウィットネスサービス(Witness Service、証人支援サービス)とよばれる部署を設けております。Witness Services の目的は、証人として出廷という非日常的で人によっては恐怖すら覚えることもある行為に対して心構えできるようお手伝いすることにあります。Witness Services は裁判前や裁判後の情報提供や証人の方々の心のケアを行っております。今年度 Witness Services には、マジストレートコート(治安判事裁判所、下級裁判所)における訴訟が増えたことに伴って約 400,000 件(387,794 件)の相談が寄せられ、これは昨年度と比較しまして約 6%の増加です。

証人となられる方々に最善のサポートをするため、私達は裁判の前にそうした方たちに連絡を取り、どのようなお手伝いが出来るのかを説明しています。

訴訟をむかえるにあたり、私達は警察や検察(Crown Prosecution Services)に大きく依存していません。証人についての詳細を入手するためです。また、Witness Services がサポートする 70%の人々はこれらの組織からの紹介によるものです。

この序文は決算報告書の一部ではありません。

弁護側の証人の場合、私達は出廷する証人に注意を促すよう呼びかけてくれる被告の代理人である弁護士を必要とします。

現在、相談者の約 2%だけが弁護側の承認です。これは何年か変わらない数値です。なぜなら被告側の弁護士は独自に活動しているからで、彼らに私達に証人を紹介するよう要求することはできません。しかし、私達が被告の証人にできる支援について弁護士に知らせる方法をみつけるために、法律扶助委員会(Legal Services Commission)と連携しながら、段階を踏んでそのような紹介を増やすようにしています。

裁判の前に証人の方々と連絡を取り合うことで、私達は裁判について準備する機会をより多くもつことができます。そうすることで、証人になる皆さんは落ち着きを取り戻し、不安を取り除くことができます。証人の方と実際にお会いできるのは裁判当日だけであったり、お会いするのもお話を伺うのもその時が初めて、といった場合もしばしばございますが、相談に来られる方々のうち、3 分の 2 強(68%)の方々が裁判前に私達のところに相談に来られます。これは前年と比べてわずかながら増加傾向にあり、喜ばしいことです。そして今年約 170,000 人の方々が裁判の始まる前に法廷を目にする機会を持つことができました。昨年と比べて 25,000 人増加しており、好ましい傾向です。

現在 Witness Services の活動の多くが殺人事件の証人の方々のためのものです。彼らへのサポートの必要性は大がかりなものになりそうで、このことは私達の手を増やすことを潜在的に強く要求しています。具体例をあげれば、家庭内暴力と人種差別に基づく犯罪に関しての証人の紹介された数だけで、昨年度 20,000 人強から今年度 28,000 人弱に増加しました。

Witness Services の本来の仕事以外で、さらにもうひとつの意義のあることは、証人をケアするための新しい部署の設立です。これらは証人と刑事司法制度との関係をコーディネートし、また証人が関わる裁判についての中心的な情報源として機能するために計画されたものです。これらの部署を拡張することは、Witness Services への相談の増加にもつながります。私達はこのプログラムと証人の利益を支援しますが、しかしこの部署の発展計画には、次第に増えつつある証人をケアする Victim Support のスタッフの増員については盛り込まれておりません。

Witness Services にとってひとつの特に重要な仕事の分野は、社会的に弱くおびえながら暮らしている証人(vulnerable and intimidated witnesses、以下 VIWs)のためのサポートと裁判の準備です。例えばこの集団には子供や若者、からだに障害を持った人々、被告やその関係者におびえている人などが含まれます。本年度は Witness Services に依頼された方々のうち 7,000 人が VIWs の範疇に含まれます。関係各所が私達に身元照会をした証人の数が、本年度は 21,552

この序文は決算報告書の一部ではありません。

人から 26,311 人に増えたことは、より効果的に VIWs を照会することができたといえます。これは望ましい傾向ではありますが、しかし同時に私達の人材不足に深刻に影響してきます。私達はさらに 20,697 人の VIWs とおもわれる方々を確認しております。

一年を通して振り返ってみて

犯罪の種類が変化していくにつれ、私達の役割の本質も変わっていきます。本年度私達は多くのことを達成しました。また、仕事の内容にも多くの変化があり、たとえば犯罪の質の全体的な変化に伴う、暴力犯罪に関する相談の増加といったことがございました。被害者と証人を紹介することにおいて、少なくともいくつかの点では、他の組織もより効果をあげつつあることを私達のデータは示しています。

しかし特に関心が集まっているのは、暴力犯罪の被害者や証人の支援や、裁判というものに対して恐れをなしてしまっている証人の支援といったような、多様性に富んだ支援サービスに対しての需要が次第に高まっているということです。私達は犯罪に巻き込まれた総ての方々、とくに心身に深刻なダメージを負ってしまった方々のサポートをしたいと心から願っております。しかしそのような方々には多岐に渡る、高いレベルのサポートが必要であるのですが、私達の金銭的、人的資源はそのニーズを満たすほど十分ではありません。そしてとても多くの方々が私達の支援を受け損ねています。その理由は警察を通じての紹介システムのせいであったり、単に私達の存在を知らないだけであったり、あるいは私達の支援が尋ねさえすればそこにあるということを知らないだけかもしれません。ゆえに私達の将来に向けての主な懸念はリソースを増やすこと、つまりは資金とボランティアの人員の拡充と、そして全ての被害者と証人に、私達はすぐそこにいるということを知ってもらうことです。

Victim Support における多様性

Victim Support では、共に働く全ての人々が平等な扱いのもと働くことが出来るようスローガンがあります。

Victim Support は、すべての個人や団体が参加できるという多様性に富んだ組織であることに誇りを持っています。偏見や差別が多くの人にとって不平等な扱いを招く結果になることを、私達は認識しています。そしてそれを以下のことによって解決していくことを公約いたします。

Victim Support の、平等な機会のポリシーの有効性を確かめること。

この序文は決算報告書の一部ではありません。

Victim Support の価値とそれを推進することについて公明正大であること
変化をもたらすために、聞くこと、知ること、そして行動をおこすこと

被害者憲章

ホーム・オフィス(内務省)によって発行された被害者憲章は、警察、検察(Crown Prosecution Service)、法廷、保護観察部局(the Probation Service)、犯罪傷害補償委員会(Criminal Injuries Compensation Authority)、そして Victim Support に対する基準を定めています。

Victim Support は要求された基準を再び達成しました、そしてしばしばそれを上回ることもございました。Victim Support 本部は質問にお答えするまでの時間について、いかなる苦情も受けたことはございません。

理事会からの報告

理事会の報告

この Victim Support 理事会からのレポートは、最新のベストプラクティスに従うために書かれ、SORP2005 の原則の大半が盛り込まれています。レポートにはその基準に即した要約財務の数値も含まれます。

私達がなすこと

Victim Support は次の 2 つの目的のために存在します。

- 被害者が犯罪に立ち向かうための手助けをすること
- 犯罪被害者のために活動すること

この 2 つをなすため、私達はイングランド、ウェールズおよび北部アイルランドにまたがる Victim Support の地方支部とのネットワークを支援いたします。各支部は被害者の皆様をサポートし、また全ての刑事裁判所において Witness Services を運営しております。私達はこのネットワークを基準に据え、そしてこの基準を監督、維持して参ります。私達は Office of Criminal Justice Reform から受け取った助成金を各地方支部へと分配いたします。私達は調査と公の教育を実践し、犯罪被害者に関わる問題に役立てます。私達は調査と公の教育を実践し、犯罪被害者に関連した問題に役立てます。我々は被害者に対する社会の認識および社会と、とりわけ刑事司法制度による彼らの扱いの改善について政府に働きかけます。

私達は被害者相談窓口(Victim Supportline)を、そしてロンドン中の刑事裁判所(Crown Court centre)内に Witness Services を設けております。

本年度私達が成し遂げようとしたこと

犯罪の被害者が、支援に関して法で定める権利を確実に勝ち取るために、また、その他の全ての議論されている被害者のための法律の制定と施行を、彼らが真に欲しているということ訴えるために私達は政府に対して圧力をかけ続けようとしてきました。

全国の私達の支援を必要とする方々に、サポートの有効性に気付かせ、私達に相談するようにさせることを確実にしていこうとしました。とりわけ、社会において私達が接触するのに困難な層に近づいていく新たな方法を発展させようと模索しました。私達のサポートを可能な限り気軽に相談しやすいものにするためです。

本年度私達が達成したこと

被害者と証人のための支援

私たちがなす総ての仕事の出発点は、「被害者や証人のためになることとは？」、というものでした。この点に関しては他の年も今年も変わりはありません。この冊子の序盤には、今年 1 年間で私達がサポートした被害者と証人の数について詳しい情報が載っておりますが、その数は 175 万人にのぼります。そしてその数字から犯罪の種類傾向を知ることができます。私達が支援した方々の数とタイプに関しての主だった結果は以下のようなものです。

支援を受けた被害者の数は約 130 万人

サポートをした証人の数はおよそ 40 万人

Victim Supportline で受けた電話の数は 15,000 件

被害者と証人のニーズに確実に応えて行くこと

しばしば見落とされがちなのは、被害者と証人は彼らの経験や欲するものによって、とても多様性に富んでいるということです。普通に生活していたはずの彼らの人生は一変してしまいました。なぜなら犯罪行為を受ける側になってしまったからです。彼らとの接し方や必要な支援は犯罪の種類、彼らの人格、そして彼らの身の周りのことすべてに対する反応によって影響されます。

30 年間で、Victim Support は推定 20 万人の犯罪に影響された人々に接してきました。このことから私達の仕事について独特の長期的な展望を得ることができます。私達は被害者の皆さんと日々対話し続けます。そうすることが、私達のポリシーや全国的な支援の発展に反映されていくのです。

本年度私達は殺人事件の被害者のご遺族の経験についての大規模なリサーチに着手しました。調査は文献リサーチ、殺人事件の遺族、Victim Support 内のボランティアのフォーカスグループ、そして刑事裁判における主要な人物、計 41 人へのインタビューに基づいています。

2005 年には募金総額が提示され、この特に深刻な被害を受けた人達のための支援のさらなる質の向上のためのしっかりとした基金が設立されるでしょう。私達はさらに、Direct Line と Co-operative Financial Services という 2 つの外部の資金援助していただく企業との友好と資金援助に関する合意を確かめ合い、この 2 社のおかげで私達は意義のある新しいリサーチを強盗事件の被害者と人種差別に基づく犯罪の被害者の経験それぞれに実際に役立てることができるのです。どちらのプログラムも 2005 年の後半に始まる予定です。

行動提案：強盗事件の被害者への実用的なサポート及び人種差別に基づく犯罪の被害者の経験のための大規模なリサーチプログラムが 2005 年の後半に始まる予定です。

私達の情報冊子の一連の継続的な見直しに際し、被害者と証人の意見は重要視されました。小冊子はトータルでおよそ 175 万部を配布され、被害者に私達のできるすべての支援について知ってもらうための重要な役割を担いました。また被害者の皆さんに、あなたたちはひとりぼっちではないし、あなたたちの物事に対する反応は異常なものではないことを伝えて安心させるという重要な役割も果たしました。特に、今年度は家庭内暴力の被害者に関する全国版の冊子を初めてつくりました。そのなかには、長年に渡る家庭内暴力犯罪の被害者にたずさわった直接の体験についての正規スタッフとボランティアの体験談が盛り込まれています。また、両性にとってデリケートな問題を一冊の本の中に収めることは大変困難なことだと語ってくれた被害者の意見に基づき、男女別の性的暴行に関する情報の小冊子もつくられました。

行動提案：2005 年から 2006 年の間に、さらに小冊子が作られる予定です。

本年度末にかけて、Young people's support pack という若者向けの支援がどのように役立っているのかを査定するための、彼らに関するリサーチを終了しました。彼らの反応は肯定的で、彼らの意見はこのリソースや将来における彼らへの支援を更新したり発展させるのに非常に価値のあるものです。

行動提案：Young person's support pack は若者達の意見を踏まえて見直されます。

私達のサポートを受けたことのある被害者と証人にインタビューすることは、私達の Quality & Standards Department による地方の Victim Support 支部に対する査察の主要な部分を担ってきました。

この査察は我々の支援を改善する方法の重要な部分であります。

支援を受けた方々の意見は査察の報告書に盛り込まれ、これらは地域にとっても全英にとっても価値のあるものです。これらによって、私達は強化すべき点と改善すべき点を見分けることができるのです。

私達は、被害者と証人に彼らの経験についてメディアを通じて世間に話す機会を与えます。昨年以来私達はそれを望む被害者のデータベースの量を 2 倍にしました。現在では機会に応じて約 60 人分のコンピュータシステムが利用可能です。また、(希望により、匿名も可能の) リポートの安全性を通じて、被害者が他人に自分自身を表現できるようにするための「日記」と呼ばれるプロジェクトを実行しました。

行動提案：2005 年から 2006 年の間に、被害者の日記プロジェクトについてさらに調査が行われます。

今年度終了した最も大きく重要な仕事は Victim Support の全国基準の導入です。この基準は、Victim Support の支部を運営するのに必要な支部の管理からそれら支部が望む支援に至るまでの正確な基準を特定するのに不可欠なものです。基準は広範囲なガイダンス-全国組織の一員となることにより生じる地方支部のための基準を満たすための「ハウツー」ガイドによって支えられています。基準は新しいものに入れ替わり、あらゆる種類のガイダンスと長年の経験によって発展してきた必要条件が積み重なっていきます。

この基準とともに、私達は支援の枠組みのいくつかを作ってきました。それは私たちが特定の被害者のグループに行うサポートのさらに詳細を教えてください。

今年度の新しいものといえば、私達が始めて行う、レズビアン、ゲイ、バイセクシャルそして性同一性障害の方々に対する支援と同様に、家庭内暴力に関する支援、回復しつつある正義に関する枠組みの決定などがありました。これらの総てが、被害者と私達との広範囲のコンサルテーションによってもたらされます。

行動提案：2005 年から 2006 年の間に、殺人事件や性的暴行を含む更なる支援の枠組みが発展し、更新されます。

大きな変化を成し遂げること

支援することに次いで、Victim Support の 2 つ目の大きな目的は被害者と証人に代わって活動することです。これは政府や法律機関と親密になることから一般の問題意識を高めることにまで及びます。

2004 年の 11 月は Victim Support にとって重要な分岐点となりました。この年は Domestic Violence, Crime and Victims Bill(家庭内暴力、家庭内暴力による犯罪及びその被害者に関する法案)が国王の裁下を受けたときでありました。偶然にも幸福なことに、ランカスターハウスで行われた私達 Victim Support の 30 周年を記念するためのレセプションと同じ日にこれは起きました。新しい法令は、被害者のためのコミッショナーや法律が定める被害者のための権利といった多くの事柄を含みます。実際、新法令に盛り込まれた多くのアイデアは Victim Support によって始めて提案されたものでした。我々の議案通過運動は法律が議会を通過するまさに数分前まで改善を要求しました。30 周年記念のレセプションにお越しいただいた、我々 Victim Support の総裁であられます王室第一王女、政府の代表、そして多くの刑事裁判関連の団体を含むすべての方々によって、法令の重要性は承認されました。

the Government's Victims' Advisory Panel における私達の陳情は、政府や政策立案者に影響を与えるためだけでなく、被害者を代表する他の支援グループに出会うという目的もあって、一年を通じて続けられました。

一年の大半は、政府やホームオフィス(英国内務省、のちにオフィス・フォー・クリミナル・ジャスティスと改称)とともに活動するのに費やされました。政府が Victim Support の Witness Services に資金援助をするための代わりの手段を試すために設けた、地方の試験計画を監視するためです。しかし、地方の刑事司法審議会を通じて Witness Services に資金援助することは、Victim Support を通じて資金提供することに比べて全国的に殆ど影響がないことをその試験計画は結果的に示しました。また、提案された変更はいくつかの付加的な危険を伴うようにも見受けられました。会計年度の終了に伴い、私達はホームオフィスとの前向きな議論の中にいました。資金援助の方法を変えことなく我々の仕事に対しての地方における責務を強化することの出来る代替案について話し合うためです。

Victim Support 地方支部の職員との広範囲にわたるコンサルテーションののち、来たるべき政府の(新法令の結果として紹介されている)「被害者のための適正基準」における Victim Support の参加を求めることを決定しました。このことは被害者が期待する支援に対する、新しい権利を明確にするでしょう。いくつかの重要な細部は依然として残りますが、しかし Victim Support は、全ての犯罪被害者と証人を支援する制定法上の権利の原則に対し、これからも全力を傾けます。

行動提案：2005 年から 2006 年を通じて、適正基準における Victim Support の法人設立において、政府と共に仕事を続けていきます。

夏には、私達は「View」という新しい年二回発行の雑誌を創刊しました。私達の仕事のすべてをショーケースとして示すため、オピニオンリーダーとマスコミに私達の仕事の価値を知ってもらうため、そして願わくば社会の、被害者と証人に対する態度を大きく変えるためにです。加えて私達は、多数の他の被害者支援団体の機関紙、雑誌、会議に登場しました。被害者と証人を支援してきた幅広い経験が、広く世間の注目を集めてきたことを確かめるためにです。

私達の職員をサポートすること

新しい National standards(国家規格)の導入は今年度を象徴する仕事です。その導入は私達の組織における高い基準を確かめるのに役立ちます。その基準こそが、私達が強く全力を傾ける目標なのです。そして私達の不十分で不安定な人的リソースのしばしば原因となる、「居住地域における差別」に取り組むことにも貢献しています。3 年前に National Audit Office(国家監査委員会)が自らのレポートの中でそうしたように、我々はその問題を認識しています。そして National standards が政府の Code of practice(実践規範)とあいまって、真剣にその問題に取り組むだろうことを信じています。その基準を作成する仕事は、我々の National Council(全国評議会)、そして地方と全国のスタッフとボランティアの運営グループを通じて、私達のメンバーだけで行われました。

行動提案：2005 年 9 月以降の私達のメンバーチャリティーを査定する目的で Quality and Standards Department は National standards を使うでしょう。

National standards の計画は、全国組織のメンバーである Victim Support 地方支部を支援する我々の仕事により鋭く入り込みます。我々はヘルプデスクを運営しています。それは専門家部門とあいまって、地方理事とボランティアの募集から、財政、資金繰り、保険そして職員の雇用に関する質問を解決することに至るまで幅広く対応しています。IT の発展と広報活動に関して、我々は理事、スタッフそしてボランティアのトレーニングを支援したりもしました。(実際には、大きな社会事業を運営する際に直面する多くの問題と機会のすべてについて支援しました。)専門的知識を必要とする仕事の数が増えつつあり、それは専ら地方の Victim Support の支援の仕事に集中しています。そして次第にこの問題は、地方のアクセシビリティそしてコストを削減することに貢献している中央本部からはかけ離れたものになっていきます。

今年度中に、私達は全部で 14 のメンバーチャリティーの査察を達成しました。彼らのレポートは、彼らが供給するサービスの質に関して公平で客観的な意見を私たちに与えてくれます。そのレポートは Victim Support に入ってくる基金の総てのための公に対する説明責任を

実施することにも役立ちます。私達は一人のメンバーチャリティーと共に、自己査定システムを試験的に実行しました。システムの改良、そしてパフォーマンスをさらに監視するための支部で役立つツールとしてそれを提供するのが目的です。

行動提案：2005 年及び 2006 年に、メンバーチャリティーの 30 の査察が計画されています。

我々の全国評議会は、被害者への支援に関連して職員を代表する理事会の副委員会であるのですが、1 年で 4 回の会合を持ちました。被害者と証人に絞り込んだ一連の問題について議論し助言するのが目的です。秋と春に行われる地域の顧問の会合によって、評議会の仕事は強化されました。会合では、組織の外観から私達の新しい全国的な戦略声明の発展にまで広がる問題について話し合われました。全国の支部に反映させるのが目的です。

過去においては、Victim Support の本部と支部はそれぞれが独自の戦略プランをもっていました。

今年度、我々はこれについて初めて全国共同で着手しました。2005 年から 2008 年にかけての我々の仕事の核となる戦略声明を作成するためです。共同で作業することで、一連の共通のテーマと目的がわかってきますし、全英中の地方支部のニーズに適したより詳細なワークプランの発展のための土台が出来上がってきます。そして被害者と証人すべてに対する支援サービスの向上のための努力に集中し、焦点を合わせることが十分にできるでしょう。

今年度中に、私達のメンバーへの情報サービスは更新され、大幅に改善されました。メンバーが情報を欲しいときに見つける為改良された検索機能を伴って、我々のエクストラネットは再開されました。それにより、かつてフルに紹介された組織内のコミュニケーションを広げる新しい双方向の特性のための土台ができました。内部コミュニケーションの大規模な会計監査もこの分野における我々の仕事に加えられました。2004 年の国内会議において、スタッフとボランティアのための新しい季刊新聞「サポート・ネットワーク」が創刊しました。情報と成功体験を共有し、人々に Victim Support を通じて声と共有された展望の感覚を与えるのがねらいです。

地域に関わること

今年度、我々のメンバーとの全てのコンサルテーションの後、我々のロゴマークと我々が造っているすべてのものに関して、より強く、より親しみやすくより一貫したスタイルに変更することで合意しました。今回の変更に至った主な理由は、私達の組織をより皆様に

認知された有名なものにし、より多くの被害者に私達のサポートがすぐそばにあることを知ってもらうためです。このことは、我々について(Witness Services の活動及び国営ラジオとテレビにおける 100 以上の放送インタビューについて、我々のことを大きくとりあげた大規模な雑誌サンデータイムズを含む)マスコミに取り上げてもらう努力も手伝って、独自に我々の助けを探そうとしている被害者の数をうまくいけば増やすでしょう。

現在この方法で自ら Victim Support に問い合わせてくる被害者の方々の数は、我々が手助けする方々全体の 2%以下の割合でしか依然ありません。これらの方々は警察に被害届を出していない場合があるので、より多くのこのような方々に何とかして関わっていく努力が最優先課題として残ります。

行動提案：印刷されたあるいはインターネット上のすべてのものは 2008 年までに新しいデザインに刷新されます。

今年度、ボランティア職員を募集するためのより効果的な方法をリサーチしテストする、という大規模プロジェクトはホームオフィス基金のサポートを伴って実行されました。外部のコミュニケーションとリサーチのエキスパートを使って、現在の Victim Support とウィットネス・サポートの職員ならびにボランティアスタッフのフォーカスグループをプロジェクトは盛り込みました。なぜ人々が、我々を介して被害者と証人を自発的に助けることを選ぶのかということの主な理由のひとつは支援を通じて充足感を得るため、そして自己啓発のためであるということプロジェクトがはっきりと示しました。これを足がかりとして、他人を支援することで自己を啓発することに興味のある人々に訴えかけるためのポスターやダイレクトメールといった勧誘の材料が特別につくられました。実験の結果、ボランティアを勧誘する際、とりわけダイレクトメールのような大掛かりなキャンペーンに際して効果の高いものとそれを使う際のツールキットは 2005 年後半にメンバーチャリティーに対して利用可能になります。

とりわけ人口統計学的に多様な集団の人を勧誘する目的でボランティアを調査するさらなる活動は、ヨーロッパ全土からの提携パートナーを伴って 2005 年と 2006 年にも行われます。欧州委員会からの大口の助成金出資を取り付けることに関して、本年度成功いたしましたことをパートナーの皆様にご感謝いたします。

行動提案：ボランティア勧誘に関する更なる改善のための主要なプロジェクトワークは 2005 年の初頭から実行されます。

Quality and Standard Department によって実行される標準的な調査過程の一部は私達の地方支部

への寄付を見据えてのものでした。そして私達が行う他のボランティア団体との共同作業と社会的に有益なボランティア活動の推進による地方の環境へ与える衝撃を減らすための政策も見据えていました。私達はこの領域における、地方の良好な活動の例をたくさん見ました。ひとつを例にとりますと、ある地方支部は、犯罪被害者のニーズを満たすため一年を通じて約 400 の他の組織と友好関係を結んで活動していました。

私達の新しい全国的な Diversity Forum は丸 1 年活動しました。それは国中で行われるよい慣習を分かち合うという重要な仕事に役立ちました。またそれにより私達はさらなる我々への相談の拡大と、私達が伝統的に近づくのは困難であるとわかっているコミュニティーに対する影響に関する専門的な指導を行いました。

私達の最初の、国営の大通りに面したチャリティーの店舗は Sussex 州の Horsham に 2005 年の 3 月にオープンしました。これが、地域において 20 店舗にまで広がる計画されたチェーン展開における一号店でした。

収益をあげると同時に、ショッピングエリアにおけるその店の存在は、我々の地方支部に関する人々の強い興味を引き出しました。そして地元の人達に、商品を寄付したり、バーゲンでの特典を活かしたりといった、お店のボランティアを通じて私達の仕事をサポートする新しい機会をあたえました。

行動提案：2006 年の早い時期にチャリティーショップをさらに 2 点オープンすることが計画されています。

活動のための道具を持つこと

資金

本年度、Sunrise Appeal は史上初の Victim Support のための組織的な資金集めの全国的なアピールをしました。地方支部にさきがけて、本部は目標の 170 万ポンドを超える、合計 180 万ポンドを寄付によって集めました。広告代理店の力をお借りして、人の注意をひきつける CM をつくっていただいた結果です。

2 月のヴィクティム・サポートウィークについてのアピールが盛大に全国的にとりおこなわれました。それにともない、「犯罪被害者のために少しだけあなたの時間をください」と、電話による宣伝もおこなわれました。Joanna Lumley や Gary Lineker, Liz Dawn, そして William Roache といった有名人達から励ましのお言葉をいただきました。全国のスタッフとボランティアが、ボールルームでのダンスパーティーやスポンサーつきの橋の上での行進などと

いった資金集めのイベントを企画し参加しました。National Council はキャンペーン中のメンバーを、募金箱の供給や、T シャツや印刷物による宣伝といったことでサポートしました。

人材

全国で 11,000 以上の方が Victim Support のために働いています。この数字はおよそ 9,500 人のボランティアと約 1,600 人の職員で構成されています。

Victim Support で働くボランティアの数は、過去 4 年間落ち込んでいます。いくつかの変化はデータの集計方法が異なっていることに起因しているかもしれません。これは、他の多くのボランティア組織も Victim Support 同様スタッフを探しているということです。この傾向はボランティアスタッフ勧誘計画における成功の重要性を明確に示しています。そして我々がさらなるボランティアに関するリサーチ発展計画のために確保した、新たな寄付の価値の重要性も示しています。この両方によって、私達は将来的にボランティアの数が少なくなっていくことに挑戦しようと、身を乗り出すことが出来るのです。

国際的協調関係

Victim Support は国際的な強い結びつきから、資金を生み出し続けます。私達は国際的な被害者支援運動における、寄付金によって成り立つ被害者支援団体であり、現在国際的な共同体に参加しております。今年にはメキシコや南アフリカ共和国、マルタや日本、中国やベラルーシといった遠くからの国際的なお客様をお迎えしました。私達のチーフエグゼクティブであります、デйм・ヘレン・リーブス DBE は欧州評議会の被害者支援におけるエキスパート委員会の議長を務めるために招待されました。委員会では犯罪やテロリズムの被害者の扱いに関するガイドラインが起草されます。

国際的な他の慈善団体との協力関係にあることで、ヨーロッパからの資金援助をし続けていただいていることに、まことに感謝しております。このことは、私達や他の慈善団体にとって貴重な活動資金をもたらすばかりではなく、ヨーロッパ全土の犯罪の被害者にとっての真の利益を生み出します。

管理構造と発展

Victim Support は有限責任保証会社であり、慈善団体としても登録されています。その管理書類、あるいは規約はしたがって会社備忘録と会社の定款であり、それらはどのように取締役会でもある理事会が定められているのか記されています。

理事会は 12 議席からなり、そのうち 6 議席は 3 年のローテーションに基づき役員によって選出されます。そして役員は最大 2 期まで選挙のための再立候補が許されます。2 名の役員が、構成員（つまりは Victim Support 地方支部）によって選出され、National Council によって指名されます。そして残りの 4 つの議席が役員自身によって選出されます。理事会にとって必要な能力を確実に身に着けた人物であるかどうかを役員が自分たち自身で確かめるためです。現在その 1 議席が空席になっております。

私達は理事会選挙の公募について、つねに広く広告しております。そしてはじめに私達が探している能力を持った人物かどうかを見極めます。私達は役割の解説、人物査定そして立候補者のためのガイダンスをおこないます。推薦委員会は理事会の小委員会であり、志願者が選挙の立候補者として名前を連ねる前に、立候補の条件を満たす総ての候補者に対して面接を行います。本年度、新理事会の新しい役員を含む 2 名が一般公募による当選です。

すべての役員と小委員会の会員は任命されたのち、そしてさまざまな現在進行形のトレーニングを積んでいただきます。

組織の構造は、地方支部に与えられた会員権からなる全国組織であります。私達の規約の現行の見直しの一部として、役員人事を 2004 AGM において更新しました。そして地方支部を代表する人物は、支部そのものが代表になることになりました。大きな支部にはわずかですがより多くの当票権があたえられます。

理事会は政策決定に関して主要な責任を担っていますが、地方支部の支援サービスと構成については National Council に委任されています。さらに下部委員会があり、以下の項目について責任を負っています。

- 支部への助成、基金の効果的な使い方について責任を負っている Funding Panel
- いかなる私達の業務においても多様性を推進する Diversity Forum、
- リスクマネージメント問題を監督する Audit Committee

■新しい理事と下部委員会の委員の採用を担当している Nominations Committee

■上級社員の給与を決定し、他の人材の配置問題に助言をする Remuneration Committee

Victim Support は Victim Support Ltd という小規模の貿易会社を保有しており、また独立した慈善団体である Support after Murder and Manslaughter (SAMM)を支援するために、私達は経営合意しています。

Victim Support は投資を行っておらず、また投資ポリシーも持っておりません。役員会はリスクマネジメントを厳しく監視し、そしてこれは一年を通じての戦略的プランや予算決定、また特に議題に関する意思決定についてなど、多くの議論の間に生じます監査委員会の協力で、私達は一般的リスクアセスメントも実行してきました。そして Victim Support がさらされる大きな危険は、理事会によって確認され見直されてきたかどうか、またこれらのリスクを管理するためシステムあるいは手続きが定められてきたかどうかを確かめます。また、この仕事は引当金ポリシーとも関係があり、この報告書の財政に関する項において報告されています。

資金調達

本年度の資金調達部門の主な焦点は、引き続き Sunrise Appeal であり続けました。

Appeal の目標は、被害者と証人のための核となる支援を強め、Victim Support のプロフィールを全国的に引き上げ、そして私達が Victim Support 地方支部の支援活動向上のため、支部による資金拠出のためのプラットフォームであるために 2、3 年にわたって 170 万ポンドに引き上げることでした。

計画は以下のことを含んでいました。

- 強盗犯罪の被害者のニーズに関する新しいリサーチの財政支援
- 国営テレビでの gift-in-kind としての宣伝の製作
- 家庭内暴力の被害者に対する支援の発展
- 若い被害者のための支援の発展
- ボランティア募集のための大規模なリサーチ計画のための資金拠出
- 人種差別に基づく犯罪のリサーチ

行動提案: 新しいテレビ CM の放送のための資金拠出するために、2005 年を通して活動は継続されます。

私達は上記の総ての計画を始めるための十分な資金を募ってきました目標値である 170 万ポンドの超過分についても支援を約束されました。

私達の資金拠出の努力は次に続く歳出表の収益を表しています。

	寄付	助成金
	£ '000	£ '000
費用	88	131
集まった資金	650	29,914

これは、寄付によって 7.38 ポンドが集まり、資金拠出の際投資された総てのポンドによる助成金によって 223 ポンドが集まっていることを示しています。

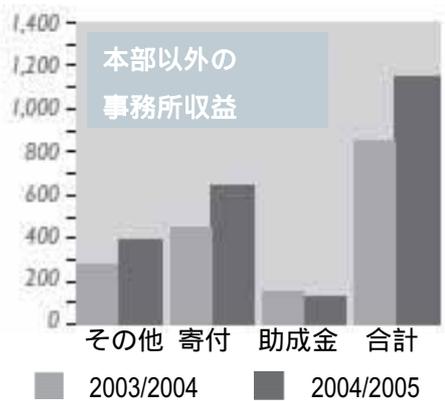
今年度の私達の仕事の一部は Victim Support 地方支部により多くの支援を与えることと改訂全国資金拠出戦略を発展させることでした。また national legacy alliance campaign を発展させ、Sunrise Appeal の地方展開を開始しました。

私達は小規模の貿易関連会社を保有しており、それは 5,000 ポンドの利益を生み出しました。この数字は前年より低い数字ですが、予想と一致した数字です。私達は会社の商業的訓練活動の発展に投資してきました。

資金拠出活動を拡大し多角化するための私達の戦略の一環として、最初の Victim Support チャリティショップが 2005 年 3 月に Horsham でオープンしました。開店費用は個人からの 5 万ポンドの寄付によるものでした。少なくともあと 3 店舗の開店が計画されており、次の 2 年以内にまとめてオープンする予定です。

また来る年、London Crown Court Witness Service の活動を支援するため私達は 8 万ポンドの資金拠出の目標を定めております。

（単位：千ポンド）



財務概況

Victim Support の総合的な財政的立場は理事会が金融の引き締めを行っているのに伴い堅調を維持しております。しかしながら、する必要のある大半の仕事を実行するための資金を持っていないことに私達は敏感に気づいています。本年度私達の資金は、2004 年 4 月の Home Office による 150 万ポンドの追加の寄付金によって助けられております。これによって、過去の生活費の増大をもとの水準に回復できました。しかしながら、助成金は、私達は爆発的な増加を得ることさえないという事実によって 2005 年 3 月に再び浸食されました。次の年度の初めには、2004 年の 3 月の終わりに廃止された Street Crime Initiative のための制限された資金と入れ替わることとなりました。増加は会計に全部は反映されません。なぜなら 2004 年から 2005 年の間にホームオフィスは National Office of Victim Support から地方の刑事司法委員会へ資金を譲渡するプロジェクトを行っているからです。結果として、1,089,000 ポンドのホームオフィスからの資金は 4 つの Victim Support 地方支部へ直接支払われました。2005 年から 2006 年にかけて、この資金は Victim Support に返還されます。

2003/2004 年の数字と比較して、他の財源からの収入も増加しました。私達は 16 万 7 千ポンドを得ました。2003/2004 年と比較して 311,000 ポンドの増加です。これは主に 1 年を通じての the Sunrise Appeal の成功によるものです。

金融引き締め政策が制限無し積み立てへの 319,000 ポンドの寄与を可能にしました。そしてその内の 125,000 ポンドは、私達の職員に対しての IT サポートを強化し、家庭内暴力と性的犯罪の被害者に対する支援の向上のために the Sunrise Appeal が増やした資金を増補するのに使うことに指定されています。さらに 70,000 ポンドが来るべき年の新たなチーフエグゼクティブの募集と新たな協賛を募るための小冊子づくりに使うことに指定されています。指定された資金は 2005 年から 2006 年にかけて使われます。

私達が今年度の初めに持っていた 613,000 ポンドの制限付積み立てのうち、大半は予定されていたものに即座に費やされました。新たな資金拠出と制限無し基金からの繰り入れは制限付基金における 615,000 ポンドの年度末の残高とほぼ変わらないものでした。計画的支出は若い犯罪被害者のための支援の発展、人種差別に基づく犯罪の研究、重犯罪のための訓練、上記のその他の計画を含みます。

私達は、資金拠出の傾向、支出公約、契約義務、組織的必要性に配慮した一年間の積み立て政策を見直しました。

なぜなら私達は一人の出資者に強く依存しているので、機能している資金需要のための十分に自由な積み立てと資金拠出における大規模な変化における契約義務を維持するのが懸命だと考えるからです。

655,000 ポンドは自由積み立ての額として現実的な目標であると信じています。これは statutory redundancy obligations の見積もりに基づいており、事務所は契約と非ホーム・オフィスの歳入を前提としています。

2004 年末と 2005 年度末における自由積み立ては 68,000 ポンドで、ほぼ目標額です。来るべき年において、私達はこのレベルの自由積み立てを維持できるよう願っていますが、これは可能ではないかもしれません。資金拠出に圧力をかけられているのと、ホームオフィスは生活費の増加を私達に対する助成金に盛り込まなかったという事実があるからです。

助成金の捻出

私達のおもな責務のひとつは、Home Office funding for Victim Support を全国で受け取り、私達の会員に分配することです。助成金は被害者と証人に対する直接的支援の核となる資金として寄与しています。会員に支払われる核となる資金のための政府補助金は一年間で 120 万ポンドに増加しましたが、しかしこの増加は、Home Office funding を譲渡するためのパイロットプロジェクトにより、会計の中に反映されていません。108 万 9 千ポンドがホームオフィスから 4 つの Victim Support 地方支部へ直接支払われました。

2,960 万ポンドの慈善のための全支出のうち、助成金は合計 2,420 万ポンドでした。他の慈善のための支出は 540 万ポンドで、昨年度から 50 万ポンドの減額です。将来の助成金確約は合計 4,180 万ポンドで 2003/2004 年度末より 52.1 ポンドの減額です。確約の変動は政府助成金のための三年周期の資金サイクルを反映しており、それはその年その年で変化します。最も大口の 50 の助成金の表が National Office からのリクエストにより、利用可能です。

SORP 2005:慈善報告と会計のための新たな基準

私達は会計報告書発行のための the SORP 2005 の導入に至っておりませんが、来年度のための準備における新しいフォーマットの中の数値のいくつかについて既に準備がととのっております。反対の表は、今年度の新フォーマットにおいて私達が会計報告を公開した場合

どのように歳入と慈善支出が見えるのかを示しています。

会計報告のフォーマットに関する重要な変化は、将来において、支出表（反対側）は 2 つの慈善目的である、政策と公教育、そして被害者と証人の支援に直接的に対応しています。

新 SORP 下の資金(つみたて)における純資産の数字に変化はありません。これらは主たる報告書に現れます。

SORP 2005 フォーマットによって表された現収益

	制限つき	無制限	2005 合計
収益	£ '000	£ '000	£ '000
一般基金からの収益			
自発的収益	909	3,070	3,979
一般基金のための活動	-	63	63
投資による収益	25	93	118
慈善活動からの収益			
慈善活動	25,875	137	26,012
その他の収益	-	70	70
総収益	26,809	3,433	30,242

SORP 2005 フォーマットによって表された支出済み総財源

	制限付	無制限	2005 合計
資金調達にかかる費用	£ 000	£ 000	£ 000
自発的な収入にかかる費用	-	261	261
商業取引作業	--	74	74
資金調達にかかる総費用	0	335	335
慈善活動のための純収益	26,809	3,098	29,907
慈善活動			
政策及び公教育	104	514	618
被害者と証人への支援	26,696	1,957	28,653
管理費	-	315	315
慈善活動支出の合計	26,800	2,786	29,586
資金の合計支出	26,800	3,121	29,921

関連団体の取引

Victim Support は全ての加盟済みの Victim Support 支部との親密なパートナーシップによって活動しています。Victim Support の役員の数名は地方の Victim Support 支部の役員またはボランティアでもあります。そのような Victim Support の役員は助成金の決定には関わっておりません。

役員の責務の声明

イングランド及びウェールズの慈善団体に適用される法律は、役員に対し公平で偽りのない慈善団体のその年の金融活動および年度末の財務状態がわかる、会計年度すべての財務諸表を準備することを要求します。これらの財務諸表を準備するに当たり、役員は最善に従うべきで、そして、

- 適切な会計ポリシーを選択し、そして一貫して適用すること
- 正当で賢明なものを判断し、見積もること
- それが、慈善活動が継続して行われていると仮定するには不適切であると判断されない限

り、現行の懸案事項に基づいた財務諸表を準備すること

- 財務諸表中の公開、説明されたいかなる項目のずれを前提として、適用可能な会計基準と推奨される実務書に従っているかどうか述べること

役員会は会計記録を保持しているかどうか確実にすることについて責任があります。そしてその会計記録は、いかなるときも適正な正確さを持って慈善活動の財政状態を公開しており、財務諸表が Companies Act 1985.(会社法 1985)に従っていることを役員会が確かにできるものでなければなりません。

役員会は、慈善団体の財産を保護し、不正行為とその他の違反からの保護とそれらの発見に適切な手順を踏むことにも責任があります。

監査役

Sayer Vincent はその年の公益会社の監査役に再任され、その役割における継続の意思を表明しました。

2005 年 1 月 1 日付理事会による承認と
本人による署名:

Sarah Phillips OBE DL、 Chair

Victim Support 会員の皆様のための社外監査人報告

2005 年 3 月 31 日期末の経済活動報告、貸借対照表、関連注記からなる Victim Support の財務諸表を監査しました。これらの財務諸表は原価取得主義に基づいてこれに提示されている会計基準に従って作成されました。

1985 年会社法第 235 節に従って、本報告書は当該公益会社の社員のために作成されました。監査作業は当該公益会社の社員に報告する必要がある事項を監査報告書において報告するために実施され、その他の目的は有りません。法によって最大限に許可される範囲において、監査人は当該公益会社およびその社員以外に対して、実行した監査業務、報告書、意見について責任を負うものではありません。

受託者および監査人の責任

（会社法に基づく Victim Support の取締役でもある）管財人の、受託者報告書の作成、適用される法令および英国会計基準に準拠する財務諸表の作成に対する責任は、管財人の責務声明に提示されています。監査人の責任は、関連法令および英国監査基準に従って財務諸表を監査することにあります。

この財務諸表が、1985 年会社法に従って正確で公平な視点を与え、適切に作成されたものであるか如何についての監査人の見解を報告します。管財人の見解として、管財人の報告が財務諸表と一致しない場合、グループと当該公益会社が適切な会計記録を管理していない場合、監査人が監査に必要な情報を全て受け取っていない場合、管財人の報酬およびグループおよび公益会社との取引に関する法令で規定される情報が開示されていない場合もまた、これらを報告します。

管財人の報告に含まれるその他の情報を読み、監査された財務諸表と一致するか如何を考慮します。監査人は明白な誤記あるいは財務諸表との重大な不一致を認識した場合に、それがこの報告に対して持つ意味を考慮します。監査人の責任はその他いかなる情報にも及びません。

見解の根拠

監査は会計実務委員会が発行した英国会計基準に従って行われました。監査には、試験を

基準として決算報告書の金額と公開内容を証明する証拠を検証することが含まれています。財務諸表の作成の際に行われた重要な概算および管財人の判断、会計方針がグループおよび当該公益会社に適切であったか、一貫して適用されたか、適切に開示されたか如何についても審査を行います。

監査人は、これが詐欺その他の不正行為によるものか瑕疵によるか如何を問わず、財務諸表に重要な虚偽記載が無いことの合理的保証となる十分な証拠を提供するために必要な情報と説明を取得するために、監査を計画し、実行しました。監査人の見解を作成するため、監査人はまた財務諸表内の情報の全般的な適性評価を行いました。

見解

監査人の見解によれば、この財務諸表はグループおよび当該公益会社の 2005 年 3 月 31 日現在における状態、ならびに当該年度の収支およびキャッシュフローを含む、グループの収入源およびその適用に正確で公平な視点を与え、1985 年会社法に基づいて作成されたものです。

SAYER VINCENT

公認会計士・登録監査人

London

2005 年 8 月 26 日

Sayer Vincent

8 Angel Gate、 City Road

London EC1V 2SJ

Victim Support

(ザ・ナショナル・アソシエーション・オブ・
ヴィクティム・サポート・スキームス-NAVSS-
から 2004 年に改称)

チャリティー委員会番号

298028

会社番号

2158780

登録事務所 / 本部

住所 : Cranmer House
39 Brixton Road
London SW9 6DZ
England

理事会(報告書が承認された日より有効)

サラ・フィリップス OBE DL

(主任)

クライブ・ウォード FCA

(財務部長)

マリー・クラーク・グラス CBE

シヨーン・コル

ジェレミー・コバート

ライビー・デ・ハアン

マイケル・セルビー

ジョナサン・シェパード

スニル・シェス

(2004 年 11 月 15 日より)

ピーター・スパージェオン CBE

マイケル・ヴァラー

(2004 年 11 月 15 日より)

その他の本年度までの役員

テリー・マンズフィールド CBE

(2005 年 4 月 15 日まで主任)

デイルム・バーバラ・ミルズ DBE

(2004 年 11 月 15 日退任)

サー・デビッド・オダウド OBE

(2004 年 11 月 15 日退任)

チーフエグゼクティブ役員

ならびに秘書役

デイム・ヘレン・リーブス DBE

取引先銀行

Nat West Bank PLC

290 Walworth Road

London SE17 3RQ

事務弁護士

Clifford Chance

10 Upper Bank Street

London E14 5JJ

監査役

Sayer Vincent

8 Angel Gate、 City Road

London EC1V 2SJ

2005 年 3 月 31 日決算当期 金融活動連結報告書 (合算収支勘定)

				2005	2004
		制限付	無拘束 (無制限)	計	計
注		£ '000	£ '000	£ '000	£ '000
収入源					
信託、企業、個人の遺産からの寄付	2	600	50	650	337
慈善団体の目標達成への活動					
補助金	3	26,174	3,020	29,194	31,199
基金創設活動					
商業取引業務		-	70	70	66
未収利息		25	93	118	59
その他の収入		10	200	210	148
収入源合計		26,809	3,433	30,242	31,809
基金創設費用					
資金調達および宣伝費用 - 寄付金	4	-	88	88	77
資金調達および宣伝費用 - 寄贈	4	-	131	131	116
商業取引業務	4	-	65	65	37
基金創設費用合計		0	284	284	230
慈善事業に充当可能な純収入源合計		26,809	3,149	29,958	31,579
慈善事業支出					
会員への補助金	5	24,218	-	24,218	25,171
その他の慈善活動	5	2,582	2,181	4,763	5,261
支援費用	5	-	465	465	579
運営管理	5	-	191	191	238
慈善事業支出合計		26,800	2,837	29,637	31,249
資源支出合計		26,800	3,121	29,921	31,479
当期変動前正味収入源	6	9	312	321	330
資金間変動	14	(7)	7	-	-
純資金変動		2	319	321	330
資金 (2004 年 4 月 1 日現在)		613	524	1,137	807
資金 (2005 年 3 月 31 日現在)		615	843	1,458	1,137

財務諸表は団体の活動に貢献した有志労働者による労働時間およびその他の無形収入源からなる重要な数値を含みませ

ん。当該慈善団体は管財人の報告においてこれらの利益の概算を含めています。

2005 年度 3 月 31 日締め Victim Support 年次報告及び決算報告書（仮訳）

上記結果は継続的活動によって算出されました。上記以外に計上された利得または損失はありません。資産の変動は財務諸表 注 14 に提示されています。

2005 年 12 月 31 日付 Victim Support 貸借対照表

	注	グループ		Victim Support	
		2005	2004	2005	2004
		£ '000	£ '000	£ '000	£ '000
固定資産					
有形固定資産	9	-	14	-	14
投資	10	-	-	10	10
-			14	10	24
流動資産					
株式		4	4	-	-
借方	11	192	239	170	235
短期預金		2,226	2,190	2,226	2,145
銀行預金および手持ちの現金		65	34	64	36
		2,487	2,467	2,460	2,416
貸方：この項目に含まれる金額は 1 年で満期となります。	12	1,029	1,344	1,012	1,303
正味流動資産		1,458	1,123	1,448	1,113
純資産	13	1,458	1,137	1,458	1,137
資金					
制限付資金		615	613	615	613
無拘束資金-指定		195	-	195	-
無拘束資金		648	524	648	524
資金合計	14	1,458	1,137	1,458	1,137

2005 年 6 月 14 日管財人承認 代理人署名

Sarah Phillips OBE DL、 代表

2005 年 3 月 31 日決算当期 連結現金収支一覧表

	注	2005	2004
		計 £'000	計 £'000
営業活動による純現金収入（支出）	1	(51)	124
投資および資金運用からの収益	2	118	59
当期純資金変動	3	67	183
純資金（2004 年 4 月 1 日現在）		2,224	2,041
純資金（2005 年 3 月 31 日現在）	4	2,291	2,224

1. 営業活動による純現金収入（支出）の調整

	2005	2004
	計 £'000	計 £'000
正味収入源	321	330
減価償却	14	14
投資などからの収入	(118)	(59)
貸し方において（減少）	(315)	(84)
借方において 減少 / （増加）	47	(77)
営業活動による純現金収入（支出）	(51)	124

2. 貸借対照表中の純利項目キャッシュフロー分析

	2005	2004
	計 £'000	計 £'000
未収利息	118	59
投資および資金運用からの収益	118	59

3. 純資金における変更の分析

	2005	2004
	計	計
	£ '000	£ '000
2004 年 4 月 1 日現在	2,224	2,041
キャッシュフロー	67	183
2005 年 3 月 31 日現在	2,291	2,224

4. 純資金内訳

	2005	2004
	計	計
	£ '000	£ '000
短期預金	2,226	2,190
銀行預金および手持ちの現金	65	34
合計	2,291	2,224

2005 年度 財務諸表 解説

- a) 財務諸表は原価取得主義に基づいて該当する会計基準に従って作成されました。諸表は「慈善団体による業務、会計、報告の推奨に関する声明文」(SORP 2000)および1985年会社法に準拠するものです。
- b) グループの財務諸表は当慈善団体およびその完全子会社であるVictim Support Limitedの結果を項目ごとに連結したものです。1985年会社法第230節およびSORP 2000第304条において許可される通り、慈善団体自体の個別金融活動報告も収支計算も発表されていません。
- c) 任意収益は寄付金および贈与により受領し、確定時にその全額が金融活動報告に含まれます。無形収益はサービス提供者が金銭的費用を負う収入源として計上されています。ボランティアの時間は財務諸表に含まれていません。
- d) 補助金は受け取り満期となった年次において金融活動報告に全額計上されます。
- e) 固定資産購入費用のための補助金は制限付収入源に充当されています。このような補助金で購入された固定資産の減価償却は使途限定資金から差し引かれています。固定資産が慈善団体自身による使用のため団体に贈与された場合、資産は使途限定資金に準じて処理されています。
- f) 消費された資産は発生主義に基づいて算入され、支払の法的または推定義務がある場合に計上されています。これには回収不能な付加価値税が含まれています。支払満期の補助金は、条件付である場合を除いて、これが譲受人に譲渡が行われた年次に計上されています。条件付補助金は、条件が満たされた時点で費用として計上されています。期末に条件が満たされていない場合、補助金は費用としてではなく、費用として表示されていない割当として表されています。各活動の運営費用は労働時間に基づいて概算されています。経営管理費用には慈善団体の資産管理、組織管理、法令の必要条件への準拠が含まれます。
- g) 設備費の項目は、購入金額が10000ポンドを超える場合に資本化されています。減価償却費用はその使用を基準として各活動に割当てられています。減価償却費用は予想寿命で各資産の費用を償却するように計算された割合で与えられています。
- h) 使途限定資金は提供者により特定された目的のために用いられるものです。関連費用（支援費用を含む）は、管理および支援費用の公正な割り当てと共に資金から差し引く事が出来ます。無拘束資金は団体の一般的な使途に利用可能です。
- i) 有価証券は費用および正味実現可能価格の低い方で評価されています。一般的に費用は先入れ先出しを原則として判断され、輸送費用および取扱手数料を含みます。正味実現可能価格は有価証券を通常の営業過程において売却することが可能な価格から売却費用を差し引いたものです。旧式で、流動性の低い、また欠陥のある

有価証券のために引当が必要に応じて行われました。

- j) Victim Supportは確定拠出型年金を運営しています。年金の資産はVictim Supportのものと別に独立管理を行う基金に管理されています。年金費用支出はVictim Supportの支払満期の寄付金に相当し、Victim Supportにはその他の体系に基づく債務は有りません。
- k) 提携する各Victim Support慈善団体は個別の法人であり、それぞれ独自に会計を作成しているのでこの決算では連結されていません。これらに対して支払われた補助金は、承認済みであるが未払いではない割当としての支払満期補助金として計上されています。
- l) 短期リースの賃貸料金融活動の報告において、リース期間を通して定額法で計上されています。

2. 信託、企業、個人遺産からの寄付

			2005	2004
	制限付 £ '000	無制限 £ '000	合計 £ '000	合計 £ '000
遺産	-	3	3	-
信託	221	36	257	132
企業	65	-	65	101
個人	84	11	95	104
欧州連合	207	-	207	-
無形収益	23	-	23	-
合計	600	50	650	337

無形収益は Victim Support の業務促進のための短編映画の、提供者によって概算された制作費に相当します。

3. 収入資源 - 寄贈 住宅 事務所 寄贈

			2005	2004
	制限付 £ '000	無制限 £ '000	合計 £ '000	合計 £ '000
内務省 補助金	-	-	-	-
主要サービス	24,141	2,809	26,950	27,263
無防備な証言者および脅迫された証言者サービス	1,724	211	1,935	2,000
路上犯罪市民発案	-	-	-	1,500
遺族基金	50	-	50	50
殺人事件後の支援(SAMM)	140	-	140	140
英国交通警察	41	-	41	41
共同体基金	-	-	-	90
政府機関	78	-	78	115
合計	26,174	3,020	29,194	31,199

4. 基金創設費用

	資金調達および宣伝 費用 - 寄付金	資金調達および 宣伝費用 - 寄贈	商業取引 業務	2005	2004
	£ '000	£ '000	£ '000	£ '000	£ '000
人件費	56	84	6	146	130
事務所諸経費	17	25	-	42	33
資金調達費用	15	22	-	37	30
取引費用			59	59	37
合計	88	131	65	284	230

基金創設費用はグループおよび公益会社が Victim Support の業務のための資金調達に関するものです。

5. 慈善費用 補助金 人件費 その他

	会員への 補助金	その 他 の 慈善活動*	支援費用	運営管理	2005	2004
	£ '000	£ '000	£ '000	£ '000	£ '000	£ '000
補助金	24,218				24,218	25,171
人件費		3,148	153	51	3,352	3,592
その他費用		1,615	312	140	2,067	2,486
合計	24,218	4,763	465	191	29,637	31,249

収益は慈善活動費用への寄付として受領されました。

* 慈善団体によって運営されている、ロンドン刑事法院証言者サービスに授与された補助金
総計 5 万 6,000 ポンドを含む。

5. 慈善費用（続き）

会員への補助金

	2005	2004
	£ '000	£ '000
主要サービス 定額交付金	22,485	21,808
無防備な証言者および脅迫された証言者サービス	1,574	1,691
路上犯罪市民発案	-	1,282
殺人事後支援 SAMM	140	140
一時金および会員への補助金	19	250
合計	24,218	25,171

年度内に内務省は資金提供を Victim Support National Office から地方刑法委員会に委譲する提案を試験的に行っています。追加の補助金 108 万 9000 ポンドが試験地域に直接内務省から支払われましたが、上記の値には含まれていません。

上記の補助金は全て慈善機関へのもので、個人へのものではありません。補助金額上位 50 件の一覧表を入手可能です。上述の金額に加えて受託者は最高 3 年間の補助金を承認しましたが、これらは特定の条件によります。

2005 年 3 月 31 日現在、承認済みであるが未払いではない合計金額は、4177 万 8000 ポンドでした。（2004 年は 5212 万 6000 ポンド）

6. 年度正味収入源は以下を控除した金額です。

	2005	2004
	£ '000	£ '000
減価償却	14	14
受託者報酬	-	-
受託者立替経費	15	12
監査員報酬		
• 監査	13	13
短期リース		
• 不動産 注 15 参照	251	251
• その他	22	251

受託者に償還された経費は、会議に出席した受託者 13 名の旅費および生活費です。

受託者傷害保険は慈善団体の受託者および慈善団体の全提携団体の受託者のために取得されました。保険料は 4000 ポンドでした。(2004 年は 3400 ポンド) 公益会社の会社約款には、これの承認があります。

7. 人件費

人件費は以下の通りです。

	2005	2004
	£ '000	£ '000
給与および賃金（派遣を含む）	3,028	3,215
社会保障費用	305	327
年金拠出金	165	178
合計	3,498	3,720

要員への俸給は、以下の通りです。

1 名の従業員の給与帯 £ 80、000 - £ 90、000 (2003/04 : 1)

1 名の従業員の給与帯 £ 70、000 - £ 80、000 (2003/04 : 1) 1).

0 名の従業員の給与帯 £ 60、000 - £ 70、000 (2003/04 : 1) 1 名の従業員の給与帯 £ 50、000 - £ 60、000 (2003/04 : 1)

上記の高所得従業員の年金拠出金は 2 万 3521 ポンドでした。(2004 年度 : 2 万 3400)

一週間毎の平均従業員数（常勤換算）は以下の通りです。

	2005	2004
	人数	人数
国内事務所	80	91
犠牲者サポートライン	5	5
ロンドン刑事法院証言者サービス	14	15
SAMM への配備	3	3
合計	102	114

8. 課税

慈善団体は、全ての収入が慈善であり、これは慈善目的に適用されているので、法人税の適用除外を受けています。全ての収益は子会社から公益会社に契約されているので、子会社には法人税がかかりません。

9. 有形固定資産

グループおよび公益会社 コンピュータ装置

	合計
	£ '000
費用	
2004 年 4 月 1 日	373
当該年次追加	-
2005 年 3 月 31 日	373
減価償却	
2004 年 4 月 1 日	359
当期分費用	14
2005 年 3 月 31 日	373
純帳簿価格	
2005 年 3 月 31 日	-
2004 年 3 月 31 日	14

全ての有形固定資産は慈善団体の目標達成に使用されています。

10 : 投資

イギリスで設立された Victim Support Limited は公益会社に単独で所有されています。監査された計算書が会社登記官に提出されました。この投資の費用は 1 万ポンドです。公益会社と子会社間の取引を排除したので、以下の財務結果概要は経済活動報告(SOFA)に示されているものと異なります。

	2005	2004
	£ '000	£ '000
売上高	64	94
売上経費	(29)	(52)
粗利益	35	42
管理費用	(32)	(24)
	3	18
その他の事業収入	2	4
営業利益	5	22
親会社への契約捺印証書	(5)	(22)
当期利益	-	-
2004 年 4 月 1 日利益剰余金	-	-
2005 年 3 月 31 日利益剰余金	-	-

11. 借方 :

	グループ		Victim Support	
	2005	2004	2005	2004
	£ '000	£ '000	£ '000	£ '000
売掛金	52	116	90	90
子会社からの支払満期金額	-	-	22	22
全納金	140	123	123	123
合計	192	239	170	235

12：貸方：この項目に含まれる金額は 1 年で満期となります。

	グループ		Victim Support	
	2005	2004	2005	2004
	£ '000	£ '000	£ '000	£ '000
買掛金	188	371	188	367
課税および社会保障	94	89	90	86
未収利息	697	838	693	826
子会社への支払満期金額	-	-	24	8
提携料	10	16	10	16
その他	7	-	7	-
先取りされた収入	33	30	-	-
合計	1,029	1,344	1,012	1,303

13. 種類別純資産の分析

	制限付資金	無制限資金	指定資金	無拘束資金
	£ '000	£ '000	£ '000	£ '000
有形固定資産	-	-	-	-
正味流動資産	615	648	195	1,458
2005 年 3 月 31 日現在 純資産	615	648	195	1,458

14. 資金の変動

		2004 年 4 月 1 日	流入資産	流出資産	基金間で の振替	2005 年 3 月 31 日
		£ '000	£ '000	£ '000	£ '000	£ '000
制限付資金						
内務省助成金						
主要サービス		406	24,142	24,328		220
無防備な証言者および 脅迫された証言者サー ビス		-	1,724	1,724		-
遺族基金		-	50	50		-
殺人事後支援(SAMM)		-	140	140		-
内務省助成金総額		406	26,056	26,242		220
訓練		89	0	64		25
固定資産		14	0	14		-
修復的司法	Esmee Fairbairn Trust	-	38	38		-
若年証言者	身体障害児	-	40	40		-
Sunrise Appeal	一般	72	122	107	55	32
Sunrise Appeal	若年犠牲者	-	49	2	55	102
有志調査	EU	-	299	90		209
ウェールズ地域管理お よび訓練	ウェールズ議会	-	83	83		-
慈善ショップ展開		23	25	20	7	21
その他		9	97	100		6
制限付資金総額		613	26,809	26,800	7	615
無拘束資金						
指定	会員への IT 支援	-	70	16	-	54
	最高責任者募集	-	50	-	-	50
	会社の新パンフレッ ト	-	20	-	-	20

	Sunrise Appeal プロジェクト	-	71	-	-	71
指定資金		-	211	16	-	195
無拘束資金						
	一般	524	3,222	3,105	7	648
無拘束資金合計		524	3,433	3,121	7	843
資金合計		1,137	30,242	29,921	-	1,458

14. 資金の変動（続き）

内務省助成金

これらは犠牲者および証言者に内務省補助金契約およびこれを補足する補助金協定に指定の通りサービスを提供するために適用される制限付資金です。無防備な証言者および脅迫された証言者サービス資金によって、少数の Victim Support 慈善団体が強化された段階のサービスを特に無防備な証言者に提供することが出来ます。

訓練

この制限付基金は複数の提供者からの補助金に関連するもので、訓練と審査の上質の方法(QATA)構想の展開を支援するため、また重犯罪の訓練講座の開催をします。

固定資産

この制限付資金は現金化されたコンピュータ機器の未使用金額を表しています。この基金は元来、資産の帳簿価格を反映するように創設され、減価償却と一致して、耐用年数で減額されています

修復的司法

本会系年度は、Esmee Fairbairn Trust による、更生法令問題の調査、方針、ガイダンスに資金拠出を行う 3 年に亘る補助金の最後の 1 年です。

Sunrise Appeal

これらの資金は、全国的に協力が求められている、若年層犠牲者、家庭内暴力や性的暴力を含む、サービスが及びにくい犯罪犠牲者への資金調達計画の一部として調達されたものです。若年層犯罪犠牲のためのサービスを開発し、試験するために受領した資金を補完するために 5 万 5000 ポンドが委ねられました。

Sunrise Appeal 若年犠牲者

これは大型宝くじ・民間慈善団体である、総合 Sunrise Appeal 基金の 5 万 5000 ドルによって出資される、全国の若年層犯罪犠牲者への試験運営を行う 3 年間の計画です。

有志調査

採用および取得のための、欧州共同体により出資されている、サービスが及びにくいマイノリティーグループからの求人または取得を調査するものです。31.35 全体の計画費用のうち、35 パーセントが Victim Support によって提供されます。

ウェールズ地域管理

これはウェールズ会議の Grant in Aid によって Victim Support ウェールズ地方事務所に出資します。ウェールズにある Victim Support の慈善団体はまたウェールズの指導員費用に寄付を行っています。

慈善ショップ展開

これらは Victim Support 慈善ショップの展開に出資するための個人の寄付金です。第一号店は 2005 年 3 月に開店し、7,000 ポンドが、提供者が許可する通り初期損失に充当される非制限基金として譲渡されました。

無拘束資金

無拘束資金は団体の一般的な用途に利用可能です。この指定資金は会員のための IT 支援 5000 ポンド、Sunrise Appeal 基金 7 万 1000 ポンド、2005 年の新しい最高責任者募集のための 5 万ポンド、新しい協会パンフレット作成のための 2 万ポンドからなります。

15. 短期リース契約

不動産リースの年次契約は 25 万 1087 ポンドで、これらのリースは 2 年から 5 年で期限となります。

2 名の受託者が内務省によって指名され、この 2 名は会員（地方 Victim Support 慈善団体）によって選任され、またその他 4 つの職務が、受託者委員会に必要な能力を持っていることを確実化するため、受託者自身によって選任されました。選任された職務のうち、1 件が現在空席です。

理事会

理事長

サラ・フィリップス OBE DL

副理事

ジェレミー・コバート

出納官

クライブ・ワード FCA

役員

マリー・クラーク＝グラス CBE

ショーン・コル

ライビー・デ・ハーン

マイケル・セルビー

ジョナサン・シェパード

スニル・シェス

ピーター・スパージェオン CBE

マイケル・ヴァラー

資金委員会

主任

ピーター・サージェオン CBE

役員

ケネス・R・アシュケン CB

マルコム・ブライアント

シャーリー・コーディングリー

フェリシティー・ハーディング

デビッド・ハクステープル MBE

ハリー・モードスレー OBE JP DL

ジル・トーマス

オブザーバー

デビッド・アンダーソン/スティーブン・カミンズ

(the Criminal Justice Reform 役員)

キャロリン・ローンダー

(Victim & Confidence Unit)

戦略的経営研究チーム

チーフエグゼクティブ

デイム・ヘレン・リーブス DBE

副エグゼクティブ

ピーター・ヘップバーン

コミュニケーション部門主任

ポール・フォーセット

資金調達部門主任

ケン・マディン

支援サービス主任

スティーブン・ハンヴェイ

政策部長

テレサ・レイノルズ

クオリティー・アンド・スタンダード主任

マーク・ハリス

リサーチ・アンド・デベロップメント部主任

ピーター・ダン

訓練長

フィオラ・リッチモンド

顧問会

総裁

英王室第一王女

役員

ビディー・バクスター MBE

サー・ルイス・ブラム＝クーパー QC

イアン・チップペンデール

ライト・オナラブル・ザ・ルイス・ジョーダン CBE

テリー・マンスフィールド CBE

イアン・マカリスト CBE

サラ・フィリップス 上級勲爵士 DL

スチュアート・プレブル

リビー・パルベス 上級勲爵士

ニック・ロス

テリー・ウェイト CBE

ライト・オナラブル・ロード・ウィンドルシャム CVO 枢密顧問官

ライト・オナラブル・ロード・ウルフ・オブ・バーンズ枢密顧問官

ダイバシティフォーラム

ナターシャ・ブルームフィールド＝リード

ピーター・ダン

アラン・グッドウィン

ジャビッド・カリーク

ジョアン・マッケナ

モーリーン・モリス

ヴァレリー・パトリック

アンドリュー・ランキン

ローランド・ステイントン＝ウィリアムソン

クレア・テイラー

マリリン・テイラー

ジョン・トリュー

全英評議会

主任

ショーン・コル

イングランド東部支部

ロビン・トール

ロンドン支部

ジャネット・ディクソン

ヘンリー・G・ヴェレマン

北東支部

アラン・ブルース

北部アイルランド支部

マーガレット・コリンソン

グレッタ・マフード

北西支部（独立行政法人マン島）

ドロシー・メレディス

フランク・スミス

南東支部

デビッド・ドリスコル

デビッド・シムズ

南西支部（独立行政法人シリー諸島）

ローズマリー・カーティス

ヴァレリー・パトリック

ウェールズ支部

ジェレミー・コバート

スティーブ・パウエル

西ミッドランド支部

アン・ヘンダーソン

メル・ノック

ヨークシャー及びハンバー地区
アンドリュー・ランキン(本部事務局副主任)
イアン・ウォリントン

海外支部

リン・タックレー
スティーブ・トゥインハム
クリス・ウェイド

Victim Support Ltd.役員

主任

クライブ・ウォード FCA

副主任

メル・ノック

タニア・フォン・アーレフェルド
ロジャー・ブルースター(Associate Director)

監査委員会

主任

ライビー・デ・ハアン

スニル・P・シェス
クライブ・ウォード FCA
ジェフリー・ホイーラー

下記の団体、トラストならびに財団法人各位におかれましては、2004 年から 2005 年にかけて Victim Support への多大なるご支援賜りまして、スタッフ一同こころより御礼申し上げます。

AD パワー・ウィル・トラスト

下記の団体、トラストならびに財団法人各位におかれましては、2004 年から 2005 年にかけて Victim Support への多大なるご支援賜りまして、スタッフ一同こころより御礼申し上げます。

AD パワー・ウィル・トラスト

ザ・エー・ジー・アイ・エス・プログラムヨーロッパ・コミッションー
ディレクトレイト・ジェネラル・ジャスティス、リバティー・アンド・セキュリティー

アルバート・ハント・チャリタブル・トラスト

ジ・アスター・ファウンデーション

バルコンブ・チャリタブル・トラスト

BBC チルドレン・イン・ニード

クリフォード・チャンス・LLP

ザ・デ・ハアン・チャリタブル・トラスト

ディレクト・ライン

エスミー・フェアバーン・ファウンデーション

ゴドfrey・ヴォーン LLP

ザ・ランバート・チャリタブル・トラスト

ザ・リンドハースト・セトルメント

ミシェルズ・アンド・バルター PLC

ミセス・E・E・ブラウン・チャリタブル・セトルメント

ミセス・モウド・ヴァン・ノルデンズ・チャリタブル・ファウンデーション

ザ・フィランソロピック・トラスト

シェアギフト

シャーリング・チャリタブル・ファウンデーション

ザ・トゥエンティーナインス・メイ・ナインティーン・
シックスティーン・チャリタブル・トラスト

ザ・ヴァンダーベル・ファンデーション

ザ・ヴァイオレット・モーレイ・チャリタブル・トラスト

ザ・ウォーターハウス・グループ

ゾコニス・トラスト

ヴィクティム・サポート
犯罪に立ち向かうあなたとともに

ヴィクティム・サポート本部事務局
(Victim Support National Office)

住所：39 Brixton Road
London SW9 6DZ、 England
電話：020-7735-9166
Fax：020-7582-5712
URL：www.victimsupport.org

総裁：英王室第一王女
チーフエグゼクティブ：デイルム・ヘレン・リーブス DBE
公認慈善事業番号 298028

犯罪被害者支援センター電話相談
0845 - 30 - 30 - 900
受付時間：
月～金 午前9時～午後9時
土日 午前9時～午後7時
祝日(銀行休館日) 午前9時～午後5時
ミニコムナンバー：020 - 7896 - 3776

通話料はお掛けになる地域によって異なります。また、相談内容は厳守いたします。

携帯電話からお掛けの際は、別途料金が生じる場合がございます。